

27生産第2022号
27生畜第1112号
平成27年10月23日

各地方農政局生産部長等

生産局園芸作物課長
生産局畜産部畜産振興課長

花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備について

花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るため、「花粉交配用みつばちの需給調整の推進について」（平成21年4月10日付け21生畜第71号生産流通振興課長、畜産振興課長連名通知）により、花粉交配用蜜蜂の需要期における需給調整を実施してきたところです。

近年は、関係各位の御尽力もあり、全国的な需給調整システムの円滑な運用が図られたところですが、今期も10月以降、いちご栽培をはじめとして花粉交配用蜜蜂の需要が本格化することから、貴職におかれましては、花粉交配用蜜蜂の需要期に不足なく、安定的に蜜蜂が活用できるよう、下記のとおり、花粉交配用蜜蜂の需給調整システムによる体制を再整備し、需給調整を実施するよう、貴局管内の各都府県に対して御指導願います。

記

1 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況について

- (1) 各都府県の園芸担当部署におかれましては、農業関係団体等に花粉交配用蜜蜂の需給調整システムについて改めて周知するとともに、園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況を把握の上、不足が見込まれる場合には、畜産担当部署とも連携し、花粉交配用蜜蜂需給のマッチングに努めて下さい。
- (2) 各都府県内の園芸作物現場における花粉交配用蜜蜂の不足が見込まれ、都府県内における調整が困難な場合は【様式1】に記載し、すみやかに地方農政局へ提出して下さい。
- (3) 地方農政局の園芸担当部署におかれましては、管内都府県から提出があった調査表をすみやかに生産局園芸作物課へ提出して下さい。

2 花粉交配用に供給可能な蜜蜂について

- (1) 各都府県の畜産担当部署におかれましては、都府県養蜂団体等の協力を得つつ、

園芸担当部署から花粉交配用蜜蜂の確保が困難な産地の状況について連絡があった場合には、供給可能と見込まれる花粉交配用蜜蜂の情報を提供できるよう【様式2】に記載するとともに、全国的な需給調整を行うことになった場合に備え、定められた期日までに地方農政局へ提出して下さい。

(2) 各地方農政局の畜産担当部署におかれましては、管内都府県から提出があった調査表をすみやかに生産局畜産部畜産振興課へ提出して下さい。

3 調査結果の取りまとめ及び結果に基づく需給調整

【様式1】については、11月2日(月)から当分の間、各都府県で不足が見込まれた場合にはただちに報告して下さい。また、不足の状況がない場合又は都府県内で調整がついた場合であってもその旨を毎月末日(当該日が土、日、祝日の場合はその翌日)までに地方農政局へ、各地方農政局は園芸作物課へすみやかに報告して下さい。

【様式2】については、供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況を記載の上、11月16日(月)までに畜産振興課へ報告いただくとともに、記載内容に変更が生じた場合はその内容をすみやかに畜産振興課へ報告して下さい。

農林水産省では、報告頂いた都道府県における不足状況、供給可能養蜂場の情報により、全国レベルで需給調整を図っていきます。

【別紙:様式1】

都道府県名 : 〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸) : (氏名、連絡先)

花粉交配用蜜蜂の不足産地

不足する蜂群数 (作物別) ^{※1}	必要とする時期 ^{※1}	必要としている産地 (JA、地域等)	連絡先名	電話番号	備考 ^{※2}
△△ 100群	10/1~12月中旬	JA〇〇	JA〇〇資材販売課(担当者名)	〇〇-〇〇-〇〇	
△▲ 200群	10/1~10/31	△△地区	△△農林事務所〇〇課(担当者名)	△△-△△-△△	
▲△ 50群	11/1~	JA△□	JA〇〇 △△支所(担当者名)	〇△-〇△-〇△	

※1 不足の情報は原則非公開とする

※2 留意点(対象園芸農家の規模)等を記述

【別紙:様式2】

都道府県名 : 〇〇県〇〇課

調査責任者(畜産) : (氏名、連絡先)

供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況【都道府県等共有情報】

供給可能な養蜂農家名	供給が可能な時期	供給可能群数	備考(条件等)
A養蜂場	~11月中旬	100群	リースのみ
B養蜂場	10/1~10/31	50群	